

行政法
5

次は、地方公務員の秘密を守る義務についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 公務員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、また、退職後においても同様に、在職中に知った秘密を漏らすことは許されない。
- (2) 「秘密」とは、公に知られていない事実で、それが公開されれば行政目的を達成する上で支障となり、あるいは国民の利益を侵害するおそれのあるものを意味する。
- (3) 実質的に秘密として保護するに値しない内容の文書であっても、それが秘密文書に指定されている限り、この内容を漏らす行為は守秘義務違反になる。
- (4) 公務員が裁判等の証人となった場合において、証言の内容が職務上の秘密に係るものであるときは、任命権者の許可を受けて証言を行わなければならない。
- (5) 行政機関は、秘密に属する事項であっても、それを開示することによって生じる不利益より大きな公益上の必要性がある場合には、その情報を他の者に伝えることができる。



行政法
6

次は、警察署協議会についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 警察署協議会とは、警察署の業務運営に民意を反映させるため、あるいは警察活動について住民の理解と協力を得るために設けられている機関である。
- (2) 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱する。
- (3) 警察署協議会は、原則として各警察署ごとに置かれるが、置かないことも認められる。
- (4) 警察署協議会は、警察の事務の処理に関し、警察署長の諮詢に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関である。
- (5) 警察署長は、警察署協議会の意見に拘束される。

行政法
7

次は、警察の活動上の原理のうち、人権尊重主義に起因する原則についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 形式的には法律上の権限行使の要件を満たしていても、実質的にみて、権限行使の必要性がない場合には、当該権限の行使は認められない。
- (2) 個々の規定で複数の手段を選択することができるときには、最も人権の制約の程度が低い手段を選択しなければならない。
- (3) 法律が許容する実力行使をする場合には、その規定の要件を満たし、かつ、目的達成のために必要最小限度でなければならない。
- (4) 警察活動をする場合には、国民に与える不利益を上回る公益上の利益(警察の目的達成上の必要性)がなければならない。
- (5) 国民の権利・自由を制限し、義務を課すことは、法律で規定された場合のほかは行うことができないとする原則は、人権尊重主義に起因する原則といえる。

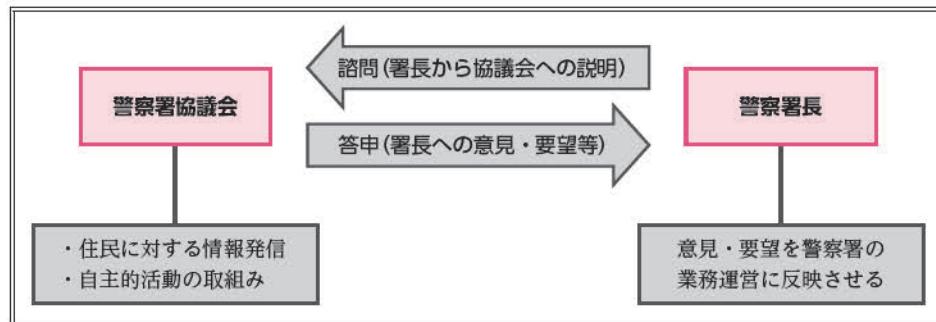
S
A
問題

行政法
8

次は、職務質問の要件についての記述であるが、誤りはどれか。



- (1) 不審者に対する職務質問は、具体的な犯罪に関わっているか不明な者であっても、この疑いがあれば対象となる。
- (2) 職務質問は、被害者等の参考的な立場にある者に対しても行うことができる。
- (3) 職務質問は、相手方に警察官であることを了知させて行わなければならぬが、制服警察官の場合は、その外観から警察官であることが分かるため、警察手帳等を示すことまでは必要ない。
- (4) 停止させた者に質問を行う場合において、質問に答えるよう相手方を説得することはできるが、質問に答えるよう強要することはできない。
- (5) 職務質問における停止の求めに応じることなく立ち去ろうとする者に対し、説得のためにその前に立ち塞がるなどの一時的な実力行使は認められるが、相手方の肩や腕に手を掛けて呼び止めることはできない。



行政法

7

人権尊重主義に起因する原則

- (1) 正しい。 必要性のない権限行使の禁止は、人権尊重主義に起因する原則の1つである。
- (2) 正しい。 人権の制約の程度の低い手段の選択は、人権尊重主義に起因する原則の1つである。
- (3) 正しい。 法律が強制権限を認めている場合は、実力行使を行うことも許容されるが、事態を解決する上で必要な範囲を超えることは許されない。これも、人権尊重主義に起因する原則の1つである。
- (4) 正しい。 国民に不利益を与え、又は不利益を与える可能性のあるものについては、その活動が警察の責務を達成する上で必要なものでなければならず、また、国民に与える不利益を上回る公益がなければならない。これも、人権尊重主義に起因する原則の1つである。
- (5) 誤り。 法律の規定によらない強制活動の禁止は、「法治主義に起因する原則」の1つであり、人権尊重主義に起因する原則とはいえない。

行政法

8

職務質問の要件

- (1) 正しい。 職務質問の対象となる挙動不審者は、「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」であり(警職法2条1項)、相手方が、犯罪に関わっている疑いがあれば、犯罪捜査の端緒取得のために職務質問を行うことができる。

P06

- (2) 正しい。 職務質問は、挙動不審者のほか、「既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」(参考人的立場にある者)に対しても行うことができる(警職法2条1項)。
- (3) 正しい。 制服警察官は、その外観から警察官であることを了知させることができるために、警察手帳等を示さなくても法的に問題はない(東京高判昭55.9.4)。
- (4) 正しい。 質問に答えるよう相手方を説得する場合において、答弁を強要してはならず(警職法2条3項)、その説得が相手方の意思を制圧するような態様になることは許されない。
- (5) 誤り。 立ち去ろうとする者について、依然として不審な状況が強く、停止させ質問を行う必要性が高い場合には、説得に必要な限度で一時的な実力行使が認められている。相手方の身体の自由を直接制圧することは許されないが、枝文のように肩や腕に手を掛け呼び止めるような軽微で一時的なものは許される(最決昭29.7.15)。

刑法
9

刑法の場所的適用範囲

- (1) 誤り。 現行刑法は、刑罰法規の場所的適用範囲について、属地主義(刑法1条)を基本原則としており、これを属人主義(刑法3条・3条の2)及び保護主義(刑法2条)・世界主義(刑法4条の2)で補充している。
- (2) 正しい。 刑法3条には、「国民の国外犯」として属人主義が規定されている。属人主義により、我が国の刑法が適用できる罪としては、私文書偽造罪等の社会的法益に対する罪や、窃盗罪等の重要な個人的法益に対する罪等が挙げられる。
- (3) 正しい。 刑法1条には、「国内犯」として属地主義が規定されている。なお、日本国内とは、日本の領土、領海及び領空をいい、また、日本国外にある日本船舶又は日本航空機内で犯された罪にも、我が国の刑法を適用することができる。
- (4) 正しい。 刑法2条の「すべての者の国外犯」、及び刑法3条の2の「国民以外の者の国外犯」が保護主義に当たる。保護主義により、我が国の刑法が適用できる罪は、通貨偽造罪等の社会的法益に対する罪や、日本国民に対する殺人罪等の個人的法益に対する罪等である。
- (5) 正しい。 刑法4条の2には、「条約による国外犯」として世界主義が規定されている。

S · A
解説7
8
9

Step Up

判示要旨

1 正当防衛における急迫性

急迫とは、法益の侵害が現に存在しているか、又は間近に押し迫っていることを意味し、その侵害があらかじめ予期されていたものであったとしても、そのことから直ちに急迫性を失うものと解すべきではない(最判昭46.11.16)。

2 防衛行為の相当性

刑法36条1項にいう「やむを得ずした行為」とは、急迫不正の侵害に対する反撃行為が、自己又は他人の権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち反撃行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることをいう。反撃行為が右の限度を超えず、侵害に対する防衛手段として相当性を有する以上は、その反撃行為により生じた結果が、たまたま侵害されようとした法益より大きくても、その反撃行為が正当防衛行為でなくなるものではない(最判昭44.12.4)。

3 防衛の意思

刑法36条の防衛行為は、防衛の意思をもってなされることが必要であるが、相手の加害行為に対し憤激又は逆上して反撃を加えたからといって、直ちに防衛の意思を欠くものと解すべきではない(最判昭46.11.16)。

5

A子(13歳)が家出をする際、一時的に泊まらせてくれる女性を探していることをSNS上で知った甲男は、わいせつ行為をしようと企て、自らをB女であると偽り、B女が自宅に招いているかのように装って、A子にメッセージを送信した。A子はメッセージを信じ、待ち合わせ場所に行ったが、甲男がいたため不審に思うも、甲男が「B女に頼まれた」と言って近づいて来たため、甲男が運転する車に乗車した。2キロメートルほど車で走行した際、A子がB女宛てにメッセージを送信したところ、車内で甲男の携帯電話が鳴ったため、甲男は自己がB女であると認め、その場でA子を下車させた。

この場合における甲男の刑責について述べなさい。

POINT▶ 各罪の意義、客体及び行為等を端的に説明し、拐取罪と監禁罪の罪数関係について記述する。

わいせつ目的誘拐罪及び監禁罪

- 答案構成▶ 1 結論
2 わいせつ目的拐取罪
3 監禁罪
4 罪数
5 設問に対する検討

■■■■■ 答案例 ■■■■■

1 結論

甲男は、わいせつ目的誘拐罪及び監禁罪の刑責を負い、両罪の関係は併合罪となる。

2 わいせつ目的拐取罪

(1) 意義

わいせつ目的で、人を略取し、又は誘拐することで成立する罪である。

(2) 目的

わいせつ目的を有することが必要である(目的犯)。わいせつ目的とは、被拐取者の性的自由を侵害する目的をいう。

(3) 客体

成人者・未成年者、男女いずれも客体となる。未成年者をわいせつ目的で拐取した場合、わいせつ目的拐取罪のみが成立し、未成年者拐取罪はそれに吸収される。

note

▶1 刑法225条(営利目的等略取及び誘拐)
営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

▶2 刑法224条(未成年者略取及び誘拐)
未成年者を略取し、又は誘拐した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

▶3 東京高判昭31.9.27